男女平等社会の実現に向けて ～男性編～

先月号では主に女性に対しての男女平等社会への実現に向けての取組をお伝えしましたが、今月号では男性に対して進めていく取組をご紹介していきます。

●男性の家庭・地域社会における活躍

（１）男性の育児休業取得の推進および働き方の改革

①男性の育児休業取得の推進等

・「産後パパ育休」の創設などを内容とする改正育児・介護休業法の段階的施行を踏まえ、ハローワークにおける育児休業中の代替要員確保に関する相談支援や両立支援等助成金の周知等を実施。

育児休業者の割合（令和２年度）

	民間企業	地方公務員	国家公務員
女性	81.6%	99.7%	99.6%
男性	12.7%	13.2%	51.4%

②コロナ下で広まったテレワーク等多様な働き方の定着

・コロナ収束後も多様な働き方を後退させず、コロナ前の働き方に戻さない。

（２）男性の育児参画を阻む壁の解消

①男性が育児参画するためのインフラの整備

・公共交通機関や公共施設において、ベビーベッド等の男性トイレへの設置、ベビーカー使用者のためのフリースペースの設置を推進。

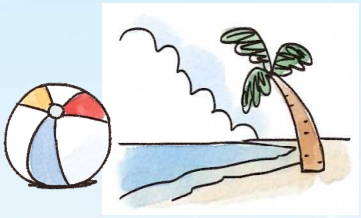

②学校関連の活動・行事におけるオンライン化の推進等

・保護者と学校間の連絡のオンライン化を進める。

（３）男性の孤独・孤立対策

①男性相談窓口の充実強化

・全国的に相談対応がおこなえる体制の整備に向け、各地の相談ニーズ等につき実態を把握するとともに、課題を抽出し、具体的な支援方法を検討。

男性の単独世帯数（年齢階級別）：1094万世帯（令和２年）
（一般世帯の19.6%）

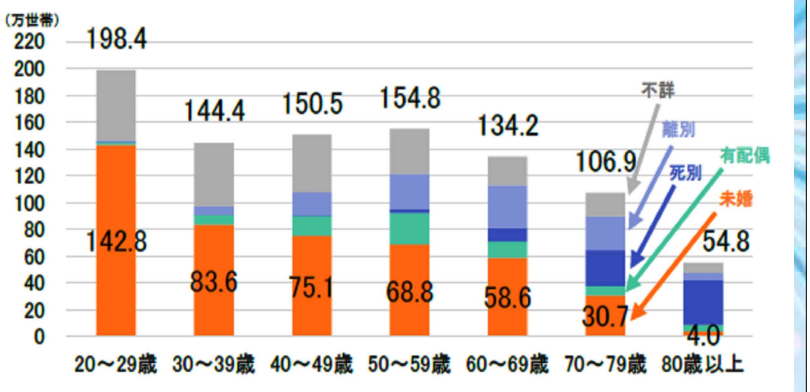

内閣府男女共同参画局HPより抜粋

なごみ

第２５７号
2023年８月１日発行
編集・発行
和束町人権啓発課
（人権ふれあいセンター内）
TEL 0774-78-3488
FAX 0774-78-3212

みんなで築こう 人権のまちづくり

和束中学校で人権学習がおこなわれました

６月に和束中学校で前期人権学習が行われました。

１年生は人権学習の基礎として基本的人権について、２年生は講師を招いて在日外国人の人権問題について学びました。３年生は同和問題・部落差別の歴史から現在にも残っている差別について学習しました。各学年では、班ごとに集まり自分の意見を出し合ってさらに考えを深めるなど中身の濃い授業となりました。

２学期には後期の人権学習が行われ、人権問題について学習したこと、自らの体験や日頃考えていることを人権作文として書いてもらい、代表者には１２月９日（土）に行われる人権を考える集いで発表していただきます。

人権啓発パネル展（8月1日～31日）

啓発物品の配布もおこなっておりますので、ぜひお立ち寄りください☆ミ

各種料金の支払いができます

町民税 / 国民健康保険税 / 固定資産税 / 軽自動車税 / 上下水道料金 / 介護保険料

人権ふれあいセンター

※し尿汲み取り券の販売もおこなっています

ひとりで悩まず、まず相談を！

人権擁護委員が無料・秘密厳守で相談に応じます。悩みや不安を抱える人々の相談を受け、その問題の解決や解消を援助します。人権にかかわるご相談は、『特設人権相談所』にお越しください。

8月の相談日

月日・・・８月２５日（金）
時間・・・午後１時３０分～４時
場所・・・人権ふれあいセンター

人権啓発課（人権ふれあいセンター内）でも人権に関わる相談を随時おこなっていますので、お気軽にご相談ください。

お問い合わせ先
和束町人権啓発課
（人権ふれあいセンター）
ＴＥＬ ０７７４－７８－３４８８
ＦＡＸ ０７７４－７８－３２１２